○香美老人ホーム組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和４２年８月１日

条例第４号

改正　昭和59年12月27日

昭和62年3月30日　 条例第4号

平成6年12月27日　 条例第4号

平成16年12月24日　条例第1号

平成18年2月22日　 条例第1号

平成19年3月29日　 条例第9号

（趣旨）

第１条　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

（議会の議決に付すべき契約）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１５，０００万円以上の工事又は製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条　地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格２，０００万円以上の不動産若しくは動産の買入れ又は売払い（土地については、その面積が１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５９年１２月２７日）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６２年３月３０日条例第４号）

この条例は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（平成６年１２月２７日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１６年１２月２４日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年２月２２日条例第１号）

この条例は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２９日条例第９号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。